

第22回たつの市農業委員会総会（9月定例会）議事録

令和7年9月25日（木）午前10時から第22回たつの市農業委員会総会（9月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局 長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第22回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、7番石田政行委員、8番八木正邦委員にお願いします。

（「はい」 との声）

次に、日程第2「議案第139号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第139号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」

相続税の納税猶予に関する適格証明願の承認が1件出ておりますのでご説明いたします。

本議案につきましては、相続による農地の細分化の防止と、納税による農業経営の負担軽減を目的とした納税猶予の制度に基づくものでございます。この制度の対象は、農業を営んでいた者から相続した農地において、耕作し今後も引き続き農業を行う者として、農業委員会が証明した者となっています。

番号1086の願い出地は、神岡町[]の登記地目・田及び畑で、合計面積は5,074㎡でございます。願い出人は、相続人である[]、被相続人は[]でございます。

願い出人が納税猶予の適格者かどうかですが、担当委員及び事務局職員で現地調査したところ、適正に耕作されており、これまで貸借権等の権利設定もありませんので、被相続人は生前、自ら耕作していたと認められ、また願い出人も相続した農地で農業を行っていることから、今後も引き続き農地利用すると見込めますので、納税猶予を受けられる適格者と認められます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○ 議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 139 号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 140 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 140 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 2 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1076 の願い出地は、揖保川町[]の登記地目・田、現況は雑種地、面積は 994 m²でございます。願い出人は、[]、昭和 60 年頃に公共事業の仮設事務用地として使用したのち、露天資材置場として使用され現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の番号 1077 の願い出地は、御津町[]の登記地目・田、現況は雑種地、面積は 802 m²でございます。願い出人は、[]（亡）[]相続人[]、昭和 55 年に売買による取得後、お寺の駐車場用地として利用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真及び地元自

治会長の証明により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 140 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 141 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 141 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 7 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1079 の申請地は、揖保町[]の畑で、面積は 155 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は健康上の理由により耕作管理が難しいことから、現在耕作してもらっている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目から 5 件目までは同一案件となります。これら 4 件に關しまして、譲受人は、[REDACTED] [REDACTED] であるため、以降の譲受人の読み上げについては省略させていただきます。

2 件目の番号 1081 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,237 m²、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]

3 件目の番号 1082 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,502 m²、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]

4 件目の番号 1083 の申請地は、揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 940 m²、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]

5 件目の番号 1084 の申請地は、揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 948 m²、譲渡人は、[REDACTED] [REDACTED]

これら 4 件 6 筆の合計面積は、4,627 m²となります。

譲受・譲渡理由についてですが、いずれも譲渡人が高齢で市外居住、または耕作不便地で農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1078 の申請地は、御津町 [REDACTED] の畑で、面積は 301 m²、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は転居により耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地の購入を希望する譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜を栽培する営農計画をたてており、畑を耕作するために必要な農機具は所有し、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1089 の申請地は、御津町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の畑で、合計面積は 576 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、現在耕作してもらっている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 141 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第142号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第142号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1085の申請地は龍野町[REDACTED]、[REDACTED]の一部及び[REDACTED]の田で、合計面積は1,344.21㎡、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は市外居住で病気のため耕作管理が難しいことから、現在耕作してもらっている親族である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の番号1087の申請地は新宮町[REDACTED]の畑で、面積は867㎡、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]（亡）[REDACTED]相続財産、譲渡人は相続人なく死亡しており、この度、相続財産管理人である[REDACTED]弁護士[REDACTED]が地元自治会へ相談し、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第142号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6「議案第143号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第143号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が1件でおりますので、ご説明いたします。

番号1090の申請地は、揖保町[REDACTED]の田で、面積406㎡、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、借受人が[REDACTED]、貸渡人は[REDACTED]、転用目的は、[REDACTED]の園舎建て替え工事に際し、旧園舎の解体及び新園舎の建築作業の際の進入路及び資材置場等に使用するために令和6年8月15日付で一時転用許可を得ている土地について、[REDACTED]への変更にあたり、未就学児家庭支援及び地域住民との交流活動の拡充のために予定していた

園庭の面積が、園舎の一部計画変更に伴い不足するため、園庭として農地転用するものでございます。

土地の造成期間は許可後 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 143 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 144 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 144 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促

進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全9筆、設定面積の合計は17,370㎡でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第144号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時16分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(7 番 石田政行委員)

議事録署名委員
(8 番 八木正邦委員)